

事 案 調 書 (経営会議 経営調整会議 局経営会議)

(様式2)

開催日時 : 平成20年11月6日(木) 午前9:00 ~ 12:15

事案担当課 : 障害福祉課 (内線 2684)

件名	相模原市立障害者地域活動支援センター条例の制定について		<input checked="" type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 拡充 充実
総合計画の位置付け <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	政策名	障害者の自立支援と社会参加		
	施策名	自立した生活を実現するための環境づくり		
条例等制定・改廃 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	条例名等	相模原市立障害者地域活動支援センター条例	情報システム関連 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
提 案 理 由	(仮称)市営南台団地の合築施設として整備中の施設に、平成22年4月1日に障害者地域活動支援センターを開設するため、設置及び管理について規定する条例を制定するもの。			
概 要	障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターとして、施設名称及び位置、休所日、利用できるものの範囲、利用の制限及び指定管理者等について規定するもの。			
事 案 の 具 体 的 内 容	1 地域活動支援センターの基本的考え方			
	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業に位置づけられた地域活動支援センターとする。 ・利用対象は精神障害者とし、自立生活、社会生活を支援する事業を行う。 ・運営方針は既実施の地域活動支援センター「カミング」と整合を図り、開設後は連携を強化する。 ・管理、運営は、公募による指定管理者とする。 			
	2 条例(案)の骨子			
	(1) 設置			
	障害者自立支援法に規定する地域活動支援センターとして、相模原市立障害者地域活動支援センターを設置。			
	名称 (仮称)相模原市立南障害者地域活動支援センター			
	位置 相模原市南台4丁目2836番地9			
	(2) 休所日			
	月曜日・木曜日、12月29日から1月3日まで。			
	(3) 開所時間			
火・水・金曜日 午後1時から午後8時				
日・土・祝日 午前10時から午後5時				
(4) 利用対象者				
精神障害者とその家族等(利用する場合は、原則として利用登録)				
(5) 指定管理者の業務				
① 障害者自立支援法に規定する相談支援事業及び地域活動支援センター事業				
② センターの休所日を定めること、休所日を開所日とすること及び利用できる時間の変更に関する業務				
③ センターの利用の制限、入館の制限に関する業務				
④ センターの施設等の維持管理業務				
(6) 施行日				
平成22年4月1日。指定管理者の指定手続きは施行日前から行うことができる。				

事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年12月議会 民生部会(12月4日予定)説明。 ・平成21年3月議会 議会提案。 ・平成21年5月以降 指定管理者の公募及び選考 ・平成21年12月議会 指定管理者の議会提案
経費・事業対象その他	<ul style="list-style-type: none"> ・開設準備経費 平成21年度備品購入費 3,200千円 ・指定管理料 平成22年度以降 年間21,240千円
事業実施にあたっての課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内4センター整備方針(既存「カミング」、南部地区、北部地区、津久井地区)を受け、4センターとも公設民営の運営に向けた条例の整理。 ○ 4センターそれぞれの特色づくりと連携体制の構築。
検討経過	<p>平成19年6月 精神障害者地域活動支援センター検討会でセンターの適正配置を検討。</p> <p>平成19年8月 経営会議において、市内に4ヵ所整備、南台団地への合築施設として整備することを決定。</p> <p>平成19年9月 議会民生部会に整備概要説明。</p> <p>平成19年11月～1月 地元自治会、自治連及び住民説明会。障害福祉関係団体へ概要説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※平成20年9月議会 工事請負契約議案上程 ※平成20年9月30日 工事請負契約、10月1日 工事着手(工期22年2月26日)
経営調整会議・主管会議での主な意見・結果	<p>〔□経営調整会議 ■主管会議での主な意見〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域活動支援センターの法的根拠は同一であるが、21年4月施行の津久井障害者地域活動支援センター条例と今回提案の条例と混同するが。 ⇒ 4センターの公設民営に向けた条例の整理の段階で、津久井障害者地域活動支援センター条例も含めて整理する。 ○ 名称について、市では「南〇〇」「北〇〇」という表現にしているので、「南部地区」という名称の再検討を。 ⇒ 「相模原市立南障害者地域活動支援センター」に訂正する。 ○ 利用できる範囲に精神障害者を規定しているが、唐突である。 ⇒ 第2条文頭の「障害者が地域において～」を「精神障害者が地域において～」に訂正する。 ○ 利用者の範囲に家族等が入っているが、家族を範囲とすべきか。また、カミングは登録制であるが。 ⇒ 法律で相談支援の対象に“障害者とその介護を行うもの”と規定されている。登録制については、条例に位置づける。 ○ 入所の制限の“入所”は入所施設を連想させるが。 ⇒ “入館”に訂正する。 ○ その他、休所日、利用できる時間について意見交換。
	<p>〔□経営調整会議の結果〕</p> <p>〔■主管会議の結果〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原案を一部修正し、局経営会議に付議する。